

研究課題名

『コトパンジャン・ダム裁判』～被害状況の実証研究～

本年度における研究概要・計画

本研究は、2002年9月、日本のODA(政府開発援助)によって行われたコトパンジャン・ダム建設に伴い移転を余儀なくされたインドネシア国の住民らが、日本政府を相手取り訴訟を起こすに至った過程およびその被害状況に関し分析・検証を加え、その全体像を明らかにするものである。

この史上初と言われるODA裁判が与えた影響は計り知れないものがあった。事実、一部マスコミではODA不要論にまで発展し、ODAに対する世論を懐疑的なものにした。しかし、昨年度実施した現地調査の結果は、そのマスコミにより伝えられている被害状況とは大きく異なるものであった。そこで今年度も昨年度までの研究を踏襲し、[森泰吉郎記念研究振興基金を最大限活用し更に現地調査を重ねる](#)ことで、その結果を修士論文として纏めていく予定である。

研究成果

申請時計画のとおり、前年度までの研究を踏襲する形で次の通りインドネシア共和国において現地調査を実施した。

・ 調査期間

2005年8月31日～2005年9月16日(17日間)

・ 調査対象

当該問題の全体像を把握するために、ダム建設に伴い移転した全村および、比較のためにその周辺村をも対象とした。具体的には、インドネシア共和国、スマトラ島、リアウ州内9カ村(ブラウ・ガダン村、コト・モスジッド村、バトゥ・ベルスラット村、ピナマン村、ポンカイ・イスティコマ村、マヤン・ポンカイ村、ムアラ・タスク村、コト・トゥオ村、ムアラ・マハット・バル、グヌン・ブンスー村)、同西スマトラ州内2カ村(タンジュン・パウ村、タンジュン・バリット村)および周辺3カ村(カリヤ・バクティ村、マンガラン村、パンカラン村) [計14カ村を調査](#)。

・ 調査方法/内容/実績

当該問題の当事者である村人に対するインタビューをその調査方法の主軸に据えた。村人の中でも、村長や村の宗教的指導者と一般的な村人、あるいは老若男女を問わず、できる限り満遍なくインタビューをかけた。インタビューの内容は、移転前・移転後の生活状況に関し、精神的な部分と物質的な部分にわけてその優劣を中心にインタビューを実施した。全日程を通して [インタビューを実施した人数は75名](#)であった。この人数には、名を名のらずにインタビューに応じてくれた者はカウントされておらず、実数はこれよりもはるかに多い。

・ これまでの成果

これまでの調査研究で明らかとなったことは、2つに大別される。1つは、被害状況に関して意識的な部分あるいは物質的な部分においても、これまでにマスメディア等で報じられてきた、あるいは裁判で原告側が主張してきたような被害状況というものはあるものの、より多くの住民は、「生活が向上した」「今の生活を捨てて昔の村に戻りたいとは思わない」等と証言しており、[事実関係との齟齬が明らかとなった](#)ことである。これは非常に重要なことである。日本の法廷、マスコミ報道で窮地に立たされている日本の政府開発援助(ODA)であるが、少なくともこれらの事実を積極的に発信していくことで、より建設的なODA議論を展開し得る素地を提示することが可能となると思われる。2つ目は、現地住民らが日本の法廷で提訴するに至った過程について、移転に伴う損害というもの根底にあった提訴ではなく、また、必ずしも住民の発意ではなかったことが明らかとなった点である。これは、[日本及びインドネシアのNGO団体が連携し](#)、「補償金」がもらえる可能性を住民らに示唆し、[原告に加わるよう勧誘](#)したというのが、その主たる要因であった。

これら、現地調査で明らかとなったことは、現在、係争中である裁判においても、その一部が証明されつつある。インドネシアから移転住民を招いての証人喚問では、原告名簿の杜撰さ、勧誘があったことなどが明らかとなり、私自身の研究の成果が、図らずして裏づけされたかたちである。

今後の課題

今年度得られた成果をもとに、今後、修士論文として纏めていく予定である。また、修士論文とは別に、当該問題に関する研究成果を、今後何らかの形で発信していくべく、その方法論を検討する必要がある。

現在検討している方法論としては、学会で論文発表、あるいは「研究記録」としてWeb上で公開するなどいくつかある。しかしながら、何分、法廷で係争中な事案だけに、現在、慎重にその方法論を検討しているところである。